

北海道立看護学院等看護職員養成修学資金貸付金の概要

1 一般修学資金制度の目的

この貸付制度は、北海道における看護職員の充足を図るため、将来道内において看護業務に従事しようとする道立の看護師等養成施設又は札幌医科大学（看護師課程及び大学院修士課程、助産学専攻科）の学生に対し、その修学に必要な資金を貸付し、優秀な看護職員を育成することを目的としています。

2 一般修学資金の貸付対象者及び貸付金額

区分	貸付対象	貸付金額
保健師	保健師養成施設に在学している者で将来道内において保健師業務に従事しようとするもの	32,000円
助産師	助産師養成施設に在学している者で将来道内において助産師業務に従事しようとするもの	32,000円
看護師	看護師養成施設に在学している者で将来道内において看護業務に従事しようとするもの	32,000円
大学院	修士課程において看護に関する専門知識を修得使用とする者で、将来道内において看護業務に従事しようとするもの	32,000円



3 一般修学資金の償還が免除される就業施設と就業期間

養成施設を卒業した日から1年以内に、次の道内の特定施設等のいずれかに引き続き5年間、大学院修了者は終了した日から1年以内に、次の医療機関等に引続き5年間就業すると貸付金の償還が免除されます。

要件を満たさない場合は、償還していただくことになります。

(1) 保健師・助産師・看護師修学資金

養成施設を卒業した日から1年以内に、次の道内の特定施設等において看護業務（保健師、助産師、看護師の業務をいう。以下同じ。）に従事した場合において、引き続き5年間就業したときは貸付金の償還が免除されます。

免許区分	対象施設
保健師	○地域保健法第21条第2項第1号に規定する特定町村（当該貸付を受けた者に係る貸付決定の際又は当該貸付を受けた者が勤務する際に特定町村であった町村が特定町村でなくなった場合における当該町村を含む。）※特定町村～人口1万人未満 ※保健師としての業務に限る
助産師	○道内の病院その他の施設（病院に類する施設に限る） ※助産師としての業務に限る

看護師	<p>○指定市町村に所在する①～⑧の病院その他の施設</p> <p>①医療法第 7 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき許可を受けた病床が200床未満の病院</p> <p>②医療法第 7 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき許可を受けた病床数のうち精神病床数が80パーセント以上を占める病院</p> <p>③医療法第 1 条の 5 第 2 項に規定する診療所</p> <p>④児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設（同法第7条第2号に規定する重症心身障害児に対し治療が行われている施設であって知事が定めるものに限る。）</p> <p>⑤児童福祉法第6条の2の2第3項の規定に基づき指定された国立病院（独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関をいう。）</p> <p>⑥障害者総合支援法第5条第6項に規定する療養介護医療を提供する施設（重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している者に対し治療が行われている施設又は重度の肢体不自由者に対し治療が行われている国立病院であって、知事が定めるものに限る。）</p> <p>⑦介護保険法第 8 条第28項に規定する介護老人保健施設</p> <p>⑧介護保険法に規定する訪問看護事業所又は介護予防訪問看護事業所（訪問看護事業所等に勤務する前に特定施設に 3 年以上勤務した場合に限る。）</p>
-----	---

【備考】

特別修学資金の貸付を併せて受けた場合には、特定病院（道立江差病院、道立羽幌病院、倶知安厚生病院、遠軽厚生病院、浦河赤十字病院、町立中標津病院）も免除対象施設となります。

【指定市町村】

(1)町及び村

(2)条例第 2 条の修学資金の貸付を受けようとする者が最初に貸付決定を受けた日の属する年度の 4 月 1 日において公表されている統計法（昭和22年法律第18号）第 4 条第 1 項の国勢調査の結果による人口が 1 万人未満の市

(3)過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第 2 条第 2 項の規定により公示された過疎地域をその区域とする市

(4)辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第 2 条第 1 項に規定する辺地を有する市のうち同法第 3 条第 1 項の規定により総合整備計画を定めているもの。

※平成24年4月1日現在、札幌市、函館市、旭川市、室蘭市、帯広市、岩見沢市、苫小牧市、江別市、千歳市、滝川市、登別市、恵庭市、伊達市、北広島市、石狩市、北斗市が指定市町村に該当しません。

(2) 大学院修学資金

大学院の修士課程を修了した日から 1 年以内に、次の道内の医療機関等において看護業務に従事した場合において、引き続き 5 年間就業したときは貸付金の返還が免除されます。

施設区分	特 定 施 設
医療機関（道内）	<p>○指定市町村に所在する①～⑥の病院その他の施設</p> <p>①医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院</p> <p>②医療法第 1 条の 5 第 2 項に規定する診療所</p> <p>③児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設（同法第7条第2号に規定する重症心身障害児に対し治療が行われている施設であって知事が定めるものに限る。）</p> <p>④児童福祉法第6条の2の2第3項の規定に基づき指定された国立病院（独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関をいう。）</p> <p>⑤障害者総合支援法第5条第6項に規定する療養介護医療を提供する施設（重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している者に対し治療が行われている施設又は重度の肢体不自由者に対し治療が行われている国立病院であって、知事が定めるものに限る。）</p> <p>⑥介護保険法第 8 条第28項に規定する介護老人保健施設</p>
訪問看護事業所	○指定市町村に所在する介護保険法に規定する訪問看護事業所又は介護予防訪問看護事業所（訪問看護事業所等に勤務する前に特定施設に 3 年以上勤務した場合に限る。）

4 一般修学資金が償還となる場合

主 な 事 例	償 還 期 間 等
・卒業後1年以内に免許を取得できなかったとき	・卒業した年の翌年4月から償還を開始し、貸付を受けた期間以内に完了する。
・免許取得後、又は大学院修了後、道内の特定施設等で就業しないとき	・卒業した年の翌年から償還を開始し、貸付を受けた期間以内に完了する。
・免許取得後、道内の特定施設等で就業せず道外に転出したとき	・転出した月の翌月から償還を開始し、貸付を受けた期間以内に完了する。
・免許取得後、道内の特定施設等での就業期間が修学資金の貸付を受けた期間未満で退職したとき	・退職した月の翌月から償還を開始し、貸付を受けた期間以内に完了する。
・免許取得後、条例・規則に定める道内の特定施設等において就業した期間が、 <u>修学資金の貸付を受けた期間以上就業し、退職したとき</u>	一部免除額 = $\frac{\text{特定施設等の就業月数}}{\text{貸付月数} \times 5 / 2} \times \text{貸付金}$ 貸付月数 × 5 / 2 (注) 貸付月数24か月未満は24か月とする。 一部償還額 = 貸付金額 - 一部免除額

※償還方法

貸付期間以内で月賦又は半年賦の均等払い

5 特別修学資金制度の目的

この貸付制度は、北海道における看護職員の充足を図るため、将来「特定病院」において看護業務に従事しようとする道立の看護師等養成施設又は札幌医科大学（看護師課程及び助産学専攻科）の学生に対し、その修学に必要な資金を一般修学資金と併せて貸付し、優秀な看護職員を育成することを目的としています。

6 特別修学資金の貸付対象者及び貸付金額

区 分	貸 付 対 象	貸付金額
助産師	助産師養成施設に在学している者で将来特定病院において助産師業務に従事しようとするもの	18,000円
看護師	看護師養成施設に在学している者で将来特定病院において看護業務に従事しようとするもの	18,000円

7 特別修学資金の償還が免除される就業病院と就業期間

養成施設を卒業した日から1年以内に、次の特定病院において看護業務（助産師、看護師の業務をいう。以下同じ。）に従事した場合において、引き続き5年間就業したときは貸付金の償還が免除されます。要件を満たさない場合は、償還していただくことになります。

免許区分	特 定 病 院
助産師 看護師	<ul style="list-style-type: none"> ・道立江差病院 ・道立羽幌病院 ・倶知安厚生病院 ・遠軽厚生病院 ・浦河赤十字病院 ・町立中標津病院 (人口10万対看護職員就業者数が全道平均を下回る第二次医療圏に所在する町村に設置されている地方・地域センター病院)

8 特別修学資金が償還となる場合

主 な 事 例	償 還 期 間 等
・卒業後1年以内に免許を取得できなかったとき	・卒業した年の翌年4月から償還を開始し、貸付を受けた期間以内に完了する。
・免許取得後、特定病院で就業しないとき	・卒業した年の翌年から償還を開始し、貸付を受けた期間以内に完了する。
・免許取得後、特定病院で就業せず道外に転出したとき	・転出した月の翌月から償還を開始し、貸付を受けた期間以内に完了する。
・免許取得後、特定病院での就業期間が修学資金の貸付を受けた期間未満で退職したとき	・退職した月の翌月から償還を開始し、貸付を受けた期間以内に完了する。
・免許取得後、特定病院において就業した期間が、 <u>修学資金の貸付を受けた期間以上就業し</u> 、退職したとき	一部免除額 = 特定病院の <u>就業月数</u> × 貸付金 貸付月数 × 5 / 2 (注) 貸付月数24か月未満は24か月とする。 一部償還額 = 貸付金額 - 一部免除額
【備考】 特別修学資金と一般修学資金を併せて借りた場合に、特定病院でない一般修学資金の免除対象施設に就業した場合、特別修学資金のみ返還となります。	

※償還方法

貸付期間以内で月賦又は半年賦の均等払い

■問い合わせ先

〒060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目

北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課

TEL:011-231-4111(内線 25-363)

FAX:011-232-4108